

質疑への回答書

各 位

庄 原 市 長
(総務部管財課)

令和7年10月27日に公告を行った「調理場4施設 で使用する電力の供給」の入札案件について、
当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日: 令和7年12月2日

記

質 疑 事 項	回 答
質疑1 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	回答1 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 現在の各施設における電力供給会社は、すべての施設において中国電力株式会社です。 現在の各施設における計量日は、すべての施設において毎月1日です。
質疑2 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 各施設について、自動検針装置はついてますか。	回答2 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 検針装置については、すべての施設において自動検針装置が設置されています。
質疑3 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	回答3 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 入札書に記載する日付については、その日付でよろしいです。
質疑4 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	回答4 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 力率については、各施設の仕様書に記載の通り、すべて100%で算定してください。 また、力率割引については、電力供給契約書(案)の第 10 条第2項記載の通り、標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとしますので、力率割引については考慮することが可能です。
質疑5 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	回答5 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 入札公告の「5. 入札書の作成方法-(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法」に記載の通り、基本料金単価、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含むものとします。
質疑6 (質疑受領日: 令和7年 10 月 29 日) 入札時の算定方法について、内訳書等に記載	回答6 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 以下は、すべて入札付属書の様式(様式第4号)に

質 疑 事 項	回 答
のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A: 基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C: 燃料費等調整(燃料費調整単価＋市場価格調整単価)＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D: 再エネ賦課金＝使用電力量×単価(小数点以下切捨て) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E: 月額合計＝各月 A～D 合算(小数点以下切捨て)	記載している事項です。 A: 基本料金については、「契約電力×単価×(185-力率(%))」とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－②」に記載の通り、月ごとの基本料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。) B: 電力量料金については、「使用電力量×単価」とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－③」に記載の通り、月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。) C: 燃料費等調整額、D: 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(6)燃料費調整額等の取り扱い」に記載の通り、入札価格に含めないでください。 E: 月額合計については、各月において A、B の合算とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－④」に記載の通り、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑7 (質疑受領日: 令和7年10月29日) 税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	回答7 (回答掲載日: 令和7年11月5日) 契約期間合計金額→予定総額への算定のこととお見受けしますが、この際は入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－⑤」に記載の通り、予定総額について1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑8 (質疑受領日: 令和7年10月29日) 弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	回答8 (回答掲載日: 令和7年11月5日) 令和8年4月以降において、電子請求書での対応は可能とします。

質 疑 事 項	回 答
質疑9 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード)	回答9 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 令和8年4月以降において、Webページから電子請求書等を確認し、ダウンロードすることについて、対応可能とします。
質疑10 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	回答10 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電子請求書については、押印は不要としますが、この場合国における取り扱いに準じ、請求者が正しい請求元であるかどうかを確認するため、本件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を請求書に明記することを必須とします。
質疑11 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	回答11 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書に記載される各単価については、税込の記載でよろしいです。
質疑12 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	回答12 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電力供給契約書(案)の第2条第1項に記載の通り、契約書に記載の契約単価は税込単価でよろしいです。
質疑13 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	回答13 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 支払い期限について、その内容でよろしいです。
質疑14 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	回答14 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 本件においては、個別に請求書を発行する必要がある施設は1つありません。
質疑15 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	回答15 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書については、入札公告の「10. 電気料金の支払いー(2)電気料金請求書等の送付先について」に記載の通り、施設別の請求書について、ここに示している4つの送付先にお送りいただくこととなります。
質疑16 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月 7 営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	回答16 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書について、その内容でよろしいです。

質 疑 事 項	回 答
質疑17 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	回答17 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて、電力量料金を変動させることができますものとします。
質疑18 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	回答18 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 請求書について、その表示方法でよろしいです。
質疑19 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	回答19 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 電力供給契約書(案)の第2条第2項に記載の通り、供給者の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、使用者、供給者協議のうえこれを改定することができるものとしており、ご質問いただいているケースにおいて、協議に応じることは可能です。
質疑20 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW 以上の協議制契約の場合) 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになったため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	回答20 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 本件においては、現在契約電力が 500kW 以上の施設はなく、本件の電力供給期間中において、500kW 以上に契約電力を変更する予定の施設はありません。 また、本件の電力供給期間中において、現在のところ契約電力を大きく変更するような施設の改修工事等を行う予定はありませんが、今後そういった改修の必要を生じた場合には、単価変更の協議に応じます。
質疑21 (質疑受領日:令和7年 10 月 29 日) 上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	回答21 (回答掲載日:令和7年 11 月5日) 本件の契約書においては、仕様書を一式書類として添付するため、この仕様書に記載された契約電力を当初契約に適用することとなりますが、電力供給契約書(案)の第8条に記載の通り、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とするため、仕様書に記載している契約電力と、令和8年4月以降における契約電力は相違する可能性があることは承知しております。

質 疑 事 項	回 答
質疑22（質疑受領日：令和7年 10 月 29 日） 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、直近 1 年分の「30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	回答22（回答掲載日：令和7年 11 月5日） ご質問いただいているデータにつきましては、提供することができません。
質疑23（質疑受領日：令和7年 10 月 29 日） 「30 分値データ」等をお持ちでなく提供ができない場合、落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。同意書を提出いただくことにより広域機関から弊社へ貴施設の「30 分値データ」をご提供いただくことが可能となります。こちらも落札後のご対応となります。	回答23（回答掲載日：令和7年 11 月5日） この同意書への捺印、提出は可能です。
質疑24（質疑受領日：令和7年 10 月 29 日） 施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	回答24（回答掲載日：令和7年 11 月5日） 本件の電力供給期間中において、ご質問いただいている移転を予定している施設はありません。
質疑25（質疑受領日：令和7年 10 月 29 日） 供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか	回答25（回答掲載日：令和7年 11 月5日） 電力供給期間中において、ご質問いただいている工事を予定している施設はありません。
質疑26（質疑受領日：令和7年 10 月 29 日） 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	回答26（回答掲載日：令和7年 11 月5日） ご質問いただいている事項については、了承します。
質疑27（質疑受領日：令和7年 10 月 29 日） 開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	回答27（回答掲載日：令和7年 11 月5日） 開札結果については、本案件を公告しておりますページにて、入札者と各者の入札金額を公表します。 また、開札結果について、開札日やその翌日等において確定していましたら、電話等で連絡いただくことは可能です。（落札者には、本市より直接電話する予定です。） 参考までに、本市の電力供給入札のページにおいて、過去に執行した入札案件の入札結果も現在公表しており、それと同様に公表します。
質疑28（質疑受領日：令和7年 10 月 29 日） 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提	回答28（回答掲載日：令和7年 11 月5日） ご質問いただいている書類については、提出可能です。

質 疑 事 項	回 答
出は可能でしょうか。	
質疑29（質疑受領日：令和7年 10 月 31 日） 燃料費等調整額について、契約書案では「本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。」と記載がありますが、燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない（燃料費等調整額の請求を行わない）契約方法でも問題ないでしょうか。	回答29（回答掲載日：令和7年 11 月5日） 燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題はありません。
質疑30（質疑受領日：令和7年 11 月 7 日） ○入札に参加できる条件について 「過去5年以内において、高圧受電による1年間以上の電力供給の実績を有する者」とありますが、1 年以上の電力供給の実績の期間の内に取次供給期間も実績に含まれるでしょうか。	回答30（回答掲載日：令和7年 11 月7日） 取次供給であっても、直接自社にて需要家と電力供給契約を締結するなどして、自ら高圧受電による電力供給を1年以上行った場合は、本入札への参加条件に定める実績に含むものとします。
質疑31（質疑受領日：令和7年 11 月 12 日） 一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。	回答31（回答掲載日：令和7年 11 月 14 日） 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとします。 ただし、一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においては、電気料金の単価についても改定することが考えられますので、その場合については、契約単価の変更について協議に応じます。
質疑32（質疑受領日：令和7年 11 月 12 日） 一般送配電事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。	回答32（回答掲載日：令和7年 11 月 14 日） この場合、契約単価の変更について協議に応じます。
質疑33（質疑受領日：令和7年 11 月 12 日） 1施設(1 つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。	回答33（回答掲載日：令和7年 11 月 14 日） 本件においては、1施設の電気料金を複数口に分けて請求いただく必要はありません。

質 疑 事 項	回 答
また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	
質疑34 (質疑受領日:令和7年11月19日) 自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	回答34 (回答掲載日:令和7年11月20日) 本件においては、自家発補給電力の契約がある施設は1施設もありません。
質疑35 (質疑受領日:令和7年11月19日) ※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 ・あるいは現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	回答35 (回答掲載日:令和7年11月20日) ・燃料費等調整額による調整を行わないプランでの契約も可能です。(回答29の通りです。) ・電力供給契約書(案)の第10条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとし、みなし小売電気事業者が現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元を契約途中で変更した場合、現行のみなし小売電気事業者による算定諸元を契約満了まで適用することはできないものとします。 ただし、みなし小売電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においては、電気料金の単価についても改定することが考えられますので、その場合については、契約単価の変更について協議に応じます。(回答31の内容と同様です。)
質疑36 (質疑受領日:令和7年11月19日) 旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃料調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	回答36 (回答掲載日:令和7年11月20日) 回答35に記しているとおり、燃料費等調整額においては、みなし小売電気事業者が定める基準以外の基準によって電力量料金を変動させることができないものとします。
質疑37 (質疑受領日:令和7年11月19日) 入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	回答37 (回答掲載日:令和7年11月20日) 入札書と入札内訳書は割印をする必要はありません。 また、これらの書類についてホチキス止めや袋とじをする必要はありません。公告文書に示している内容にて入札書と入札内訳書を作成し、封筒等に封入してください。

質 疑 事 項	回 答
質疑38（質疑受領日：令和7年 11 月 19 日） 銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第 484 条、第 485 条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承ください。	回答38（回答掲載日：令和7年 11 月 20 日） 電気料金の支払いに伴う振込手数料について、本市の負担となることは了承しています。
質疑39（質疑受領日：令和7年 11 月 19 日） SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	回答39（回答掲載日：令和7年 11 月 20 日） 現在の各施設における電力供給会社は、すべての施設において中国電力株式会社です。（回答1のとおりです。）
質疑40（質疑受領日：令和7年 11 月 19 日） 契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	回答40（回答掲載日：令和7年 11 月 20 日） 契約内容に関する協議に応じることは可能です。ただし、契約内容については様々な事項がありますので、協議の結果、本市において了承できない事項もあることをご理解ください。
質疑41（質疑受領日：令和7年 11 月 19 日） 第 6 条（権利義務の譲渡等） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡ただし、使用者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	回答41（回答掲載日：令和7年 11 月 20 日） 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記することは可能です。
質疑42（質疑受領日：令和7年 11 月 19 日） 第〇条（違約金・・） 使用者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『使用者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、使用者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第●条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第●条に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として供給者の指定する期間内に支払わなければならない。』	回答42（回答掲載日：令和7年 11 月 20 日） 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記することはできませんが、本市の責に帰すべき事由によって電力供給者に損害が発生した場合は、損害賠償の協議に応じ、本市から電力供給者に対して必要な賠償を行います。
質疑43（質疑受領日：令和7年 11 月 19 日） 第 18 条（その他） 定めのない事項につき協議を行う際に 『供給者の電力需給約款参照の上』を追記お	回答43（回答掲載日：令和7年 11 月 20 日） 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記するかどうかは、契約を締結する電力供給者における電力需給約款の内

質 疑 事 項	回 答
願いできますか。	容を本市において精査・確認した後に判断します。
質疑44 （質疑受領日：令和7年12月1日） 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	回答44 （回答掲載日：令和7年12月2日） よろしいです。
質疑45 （質疑受領日：令和7年12月1日） 仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	回答45 （回答掲載日：令和7年12月2日） 協議に応じることは可能です。
質疑46 （質疑受領日：令和7年12月1日） 入札金額を算定するにあたり、各施設で異なる単価の設定は可能という認識でよろしいですか。	回答46 （回答掲載日：令和7年12月2日） よろしいです。
質疑47 （質疑受領日：令和7年12月1日） 入札書を入れる内封筒には、入札者の商号(名称)、入札施設名、入札回数を記載する必要があると思いますが、入札施設名は「調理場4施設」とし、各施設名の記載は不要という認識でよろしいですか。	回答47 （回答掲載日：令和7年12月2日） よろしいです。
質疑48 （質疑受領日：令和7年12月1日） 質疑への回答項目に、「燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題ありません」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	回答48 （回答掲載日：令和7年12月2日） 燃料費調整額については、様々な状況により変動するものであるため、至近の実績により算定しても、実際の供給期間における燃料費調整額とは一致しないことが考えられます。 入札公告の「5. 入札書の作成方法－(6)燃料費調整額等の取り扱い」に記していますとおり、燃料費等調整額については、入札価格に含めないでください。
質疑49 （質疑受領日：令和7年12月1日） 契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変	回答49 （回答掲載日：令和7年12月2日） 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記することはできませんが、契約の締結後、供給者の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合は、供給者からの協議に応じ、契約金額の変更を検討します。

質 疑 事 項	回 答
更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	
質疑50（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 市に届出済の入札参加資格を有する受任者が入札する場合には、委任状の提出は不要と考えてよろしいですか。その場合、入札書の代表者氏名欄は、受任者名でよろしいですか。 また、契約締結に際しては、別の代理人に再委任することは可能ですか。再委任可能な場合、委任状は必要ですか。提出期限があれば教えてください。	回答50（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 市に届出済の入札参加資格を有する受任者が入札する場合には、委任状の提出は不要です。この場合、入札書の代表者氏名欄は、受任者名としてください。 契約締結に際しては、別の代理人に再委任することは可能です。その場合、委任状の提出を必要とし、落札決定の通知後において、速やかに（5開庁日程度以内）提出してください。（契約を締結する受任者について、書類の提出の事前に本市にお知らせください。）
質疑51（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 入札金額の積算に伴う端数処理について、以下のとおりとしてよろしいですか。 ・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。 ・月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切捨て）する。 認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定（上記のとおり）で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。	回答51（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） ・入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法」に記載の通り、基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、この③に記載の通り、月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。（この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。） ・月額合計については、各月において基本料金と電力量料金の合計金額とし、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－④」に記載の通り、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑52（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	回答52（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 提出する書類の日付は提出日でよろしいです。また、入札書の日付の指定はありません。
質疑53（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 自家発補給電力の契約はありますか。	回答53（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 本件においては、自家発補給電力の契約がある施設は1施設もありません。
質疑54（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW 以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には	回答54（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 本件においては、本件の電力供給期間中において、500kW 以上に契約電力を変更する予定の施設はありません。（回答20のとおりです。） 仮に、契約期間中に協議制となった場合には、契

質 疑 事 項	回 答
契約単価の変更協議に応じただけですでしょうか。	約単価の変更協議には応じます。
質疑55 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	回答55 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 電気料金の支払いに伴う振込手数料について、本市の負担となることは了承しています。 また、本市においては、電気料金の支払い期限について、請求書受領後 30 日以内を基本としていますので、料金算定期間の翌月末日までに支払いを完了する必要がある場合は、料金算定月を経過した後、速やかに供給者から本市に請求書を送付いただき、支払いを行うようにいたします。
質疑56 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	回答56 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) この場合、料金算定期間の翌月末日までの支払期日には支払いがおおむね間に合うと思いますが、できるだけ本市へ早く請求書が到着するように努めてください。
質疑57 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	回答57 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 送電開始日は令和8年4月1日です。また、計量日は毎月 1 日で差し支えありません。
質疑58 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	回答58 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 本件においては、1施設の電気料金を複数口に分けて請求いただく必要はありません。(回答14の通りです。)
質疑59 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	回答59 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 本件においては、1施設ごとに請求書通りの金額で電気料金をお支払いします。
質疑60 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	回答60 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 協議に応じることは可能です。 また、契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することについては、その協議内容により判断します。

質 疑 事 項	回 答
質疑61（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	回答61（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 入札書と内訳書は割印をする必要はありません。 封筒については、入札公告の「5. 入札書の作成方法－(7)入札書の封入方法」に記載の通り、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出してください。
質疑62（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	回答62（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとするため、各社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額を算出することはできません。
質疑63（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。”	回答63（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとしします。 旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応することによる、契約単価の見直し協議には応じます。
質疑64（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	回答64（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題はありません。（回答29の通りです。）
質疑65（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	回答65（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 落札業者は開札日か、その翌開庁日には決定するようにします。 なお、入札公告の「3. 入札の日程等－開札日時等」に記載の通り、落札決定後において、落札者には本市から直接連絡します。

質 疑 事 項	回 答
質疑66 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	回答66 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) よろしいです。
質疑67 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	回答67 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 落札後、または契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合、契約済の電気料金単価の変更について協議に応じます。
質疑68 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 複数需要場所の合算請求書の発行は対応できませんがご了承いただけますでしょうか。	回答68 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 入札公告の「10. 電気料金の支払いー(2)電気料金請求書等の送付先について」に記載の通り、本件においては、4施設についてそれぞれ請求書の送付先を定めており、複数需要場所の合算請求書の発行を依頼することはありません。
質疑69 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	回答69 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) 計量結果の報告および検査については、電気料金請求書及び請求確定後にWebサービス等で対応することについて了承します。 検査後の日付での請求書の再発行の事項については了承しますが、本市においては電気料金の支払い期限について、請求書受領後 30 日以内を基本としていますので、請求日から支払い期限までの期間については、ゆとりを持つようにしてください。
質疑70 (質疑受領日:令和7年 12 月 1 日) 落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要がありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	回答70 (回答掲載日:令和7年 12 月 2 日) この場合、2回目以降における入札の辞退届については、提出する必要はありません。

質 疑 事 項	回 答
質疑71（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	回答71（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 契約書の提出期限や、締結日の期限はありませんが、落札決定からあまり経過しないよう努めてください。 なお、契約書については、本市において書面を印刷・製本し、公印を押印したうえで、落札者に送付します。
質疑72（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	回答72（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） その記載で問題ありません。
質疑73（質疑受領日：令和7年 12 月 1 日） 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	回答73（回答掲載日：令和7年 12 月 2 日） 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札はできません。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
 庄原市役所 総務部 管財課 契約係